

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和3年9月27日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：（仮称）コムボックス佐賀駅前

所在地：佐賀県佐賀市駅前中央一丁目64番1 外

(2) 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）コムボックス佐賀駅前

（変更後）コムボックス佐賀駅前

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

小売業者		住所
氏名	代表者	
佐賀県農業協同組合	代表理事組合長 大島 信之	佐賀県佐賀市栄町3番32号
その他未定		

（変更後）

小売業者		住所
名称	代表者	
佐賀県農業協同組合	代表理事組合長 大島 信之	佐賀県佐賀市栄町3番32号
株式会社セリア	代表取締役社長 河合 映治	岐阜県大垣市外渚2丁目38
株式会社 マツモトキヨシ九州販売	代表取締役社長 上村 浩司	福岡県福岡市博多区住吉 2丁目2番1号

2 届出年月日

令和3年9月16日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

(2) 縦覧期間

令和3年9月27日から

令和4年1月27日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部産業政策課（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。